令和４年（フ）第８６０号　破産申立事件

破 産 者　　株式会社太白カントリークラブ

破産管財人の報告書（第２回）

第１　破産財団の経過と現状

別紙財産目録（兼貸借対照表）、収支計算書に記載のとおりである。

債権者らが提起していた詐害行為取消等請求訴訟につき、当破産管財人が一部受継したこと、そしてこの訴訟の判決が出るまでの間、破産管財人によるゴルフ場であった土地（本件土地）の管理行為を暫定的に認めるよう求める内容の仮処分申立てを行ったことは前回集会で報告した。

上記２つの裁判については審理係属中である。詐害行為取消等請求訴訟については次回期日が令和５年１２月２６日午後２時３０分～、次々回期日が令和６年２月２０日午前１１時３０分～と指定されている。各当事者による主張立証がなされており、裁判所が鋭意争点整理をしているところである。

また、仮処分事件については、次回期日が令和５年１２月１５日午後１時３０分～と指定されている。同期日までに債務者側の反論がなされる予定であり、当破産管財人としては債務者側の反論に的確に対応し、なるべく早期に決定を得られるように努めたい。

第２　配当に関する見通しと今後の方針

前回集会でも報告したとおり、当破産管財人としては、本件土地の所有権を回復し、本件土地を含めた設備一式を第三者に譲渡することによって換価を行い、破産債権者に対する配当を行いたいと考える。破産管財人が本件土地の所有権を回復し、そして、破産管財人から本件土地の所有権を譲り受けた者が、再びゴルフ場経営を行うという場合には、ゴルフ場運営の再開があり得るが、ゴルフ場運

営が再開されるか否かは、裁判の結論如何に関わることであり、また本件土地所有権取得者の意向に関わるものである。

現時点で配当の見通しや配当率などを述べることはできないが、上記各裁判に注力し、なるべく高率の配当が行えるよう努めたい。

以　　上

仙台地方裁判所　令和４年（フ）第８６０号
破産者　株式会社太白カントリークラブ

財 産 目 録（兼貸借対照表）

令和５年１１月１５日
破産管財人　阿　部　弘　樹
Tel　022-223-2905　／　Fax　022-223-2915

1　資産の部

No.	科　　目	評価額（円）	回収額（円）	備　　考	残務
1	現金	0	10,578,112		
	①予納金	—	10,000,000	申立債権者予納	
	②保管現金	—	578,112		
2	預貯金	-	1,173,721		
	①七十七銀行　長町支店　普通　5780641	-	0	R5.10.31　預金残高308,920円	■
	②仙台銀行　宮城町支店　普通　0061163	-	0	R5.10.31　預金残高7,433,025円	■
	③ＳＢＪ銀行　東京本店営業部　普通　0055654	—	1,173,721	解約済み	
3	自動車 軽自動車１台（仙台４８０き５６１４　平成９年式）	—	0		■
4	什器・備品類	—	0	不明	■
5	不動産	8,935,824	0	左記評価額は固定資産評価額	
	①建物　仙台市太白区秋保湯元字太夫１３４ 一般倉庫　131.21㎡	1,251,990	0		■
	②建物　仙台市太白区秋保湯元字太夫１３４－２ 一般倉庫　316.75㎡	7,683,834	0		■
6	損害賠償請求権	948,000,000	0	・株式会社ブルーキャピタルマネジメント外８名に対する詐害行為取消請求訴訟に基づく損害賠償請求権（仙台地方裁判所令和５年（ワ）第１６１号事件係属中） ・不動産仮処分命令申立事件（仙台地方裁判所令和５年（ヨ）第３９号事件係属中）	■
7	その他	—	303,996		
	①立替金（元従業員源泉所得税）	—	22,500		
	②消費税地方消費税還付金	—	144,792		
	③ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金	—	9,700	令和５年度分	
	④労働保険還付金	—	126,975		
	⑤預金利息	—	29		
	資産総合計	956,935,824	12,055,829		

2　負債の部

No.	科　　目	評価額（円）	支払額（円）	備　　考	残務
1	財団債権				
	①公租公課	863,916	0		■
	②継続使用料 （電気、水道料金等）	3,735,329	3,735,329	ゴルフ場敷地の維持管理のため継続中	■
	③確定申告費用 （源泉徴収税の支払いを含む）	660,000	660,000	清算確定時までの申告費用が発生予定 （決算期３月末）	■
	④訴訟費用等 （印紙代、予納金等）	2,925,428	2,925,428	・詐害行為取消請求訴訟 ・不動産仮処分命令申立事件 に係る印紙代等諸費用	■
	⑤管財事務経費 （通信費、交通費、振込手数料等）	155,986	155,986		■
2	優先債権	0	0		■
3	一般債権 申立債権者の破産申立に記載の額	1,242,610,000	0		■
4	劣後債権 未確定	未確定	0		■
	負債総合計	1,250,950,659	7,476,743		

仙台地方裁判所　令和４年（フ）第８６０号
破産者　株式会社太白カントリークラブ

収　支　計　算　書

令和５年１１月１５日
破産管財人　阿　部　弘　樹
Tel　022-223-2905　／　Fax　022-223-2915

1　収入の部　　金　12,055,829　円

No.	科　目	金　額　（円）	備　考 （別添財産目録（兼貸借対照表）記載のとおり）
1	現　金	10,578,112	
2	預 貯 金	1,173,721	
3	自動車	0	
4	什器備品類	0	
5	不動産	0	
6	損害賠償請求権	0	
7	その他	303,996	
	合　計	12,055,829	

2　支出の部　　金　7,476,743　円

No.	科　目	金　額　（円）	備　考 （別添財産目録（兼貸借対照表）記載のとおり）
1	財団債権		
	①公租公課	0	
	②継続使用料 （電気、水道料金等）	3,735,329	
	③確定申告費用 （源泉徴収税の支払いを含む）	660,000	
	④訴訟費用等 （印紙代、予納金等）	2,925,428	
	⑤管財事務経費 （通信費、交通費、振込手数料等）	155,986	管財人立替金約60,000円
2	最後配当金	0	
3	管財人報酬	0	
	合　計	7,476,743	

3　差引残高（通帳残高）　　金　4,579,086　円